

平成30年度から原則**全ての事業者**が 個人住民税の**特別徴収義務者**に指定されます！

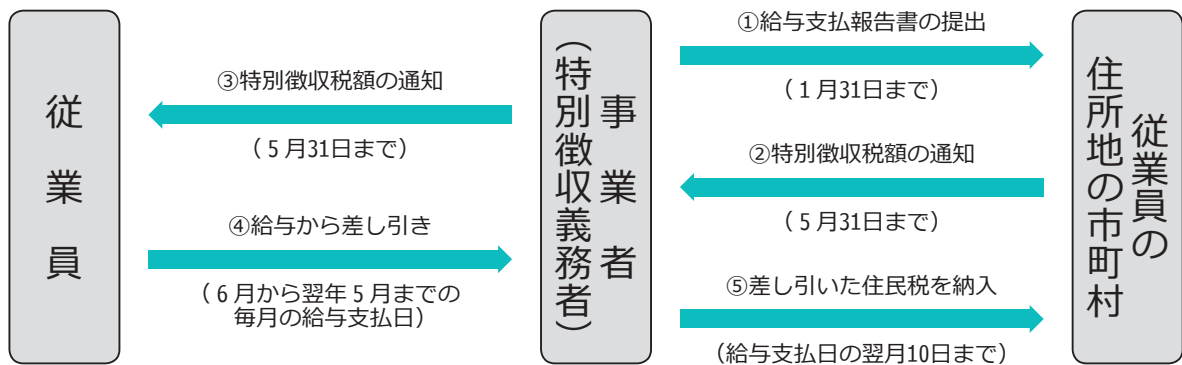
地方税法上、**所得税の源泉徴収義務のある事業者**は、個人住民税の特別徴収義務者として、毎月**従業員に支払う給与から個人住民税を引き取り、従業員（※）に代わって納税すること**とされています。

（※）原則として、アルバイト・パートなどを含む全ての従業員です。

長野県と県内全77市町村は、平成30年度から原則全ての事業者を特別徴収義務者に指定し（特別徴収税額通知の送付）、特別徴収を行っていただく取組みを全県的に実施します！

現在、特別徴収を行っていない事業者の皆さんは、特別徴収の実施準備をお願いします。

特別徴収の仕組み



問 県庁市町村課 ☎026-235-7068 / 税務課 市民税係

恒例!! 『減ちゃんのごみ分別相談所』

問 生活環境課 ごみ減量推進係

小諸市ごみ減量キャラクター「減ちゃん」

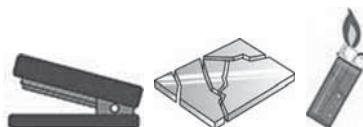
『燃やすごみ』って
こんなもの！

- ・紙くず
- ・プラスチック製品
(プラマークが入っていないもの)
- ・布製品、革製品、古布



『埋立ごみ』って
こんなもの！

- ・ガラス、せともの類
- ・金属類 ・電気製品
- ・刃物、危険物
- ・柄の長いもの



『プラスチック製容器包装』って
こんなもの！  このマークが目印です！

- ・商品が入っていたプラスチック
- ・商品を包んでいたプラスチック
- ・商品を保護していたプラスチック
(例：お菓子の袋、発泡スチロール、詰め替え容器)



※硬質プラスチック製品は、去年の1月のクリーンヒルこもろの稼働に合わせて、燃やすごみへ分別が変わったよ！
プラスチック製容器包装や埋立ごみと間違えやすいから、気をつけて分別してね！